

10~13年度障害基礎年金

停止や減額6割増

大分など8県 支給を抑制か

国は障害基礎年金を支給している人が10年ぶりに更新時に支給をわざわざされた。金額を減らされた

2010年度のデータがそろった結果(秋田、青森、新潟、石川、長野、岡山、大分、沖縄)の中から

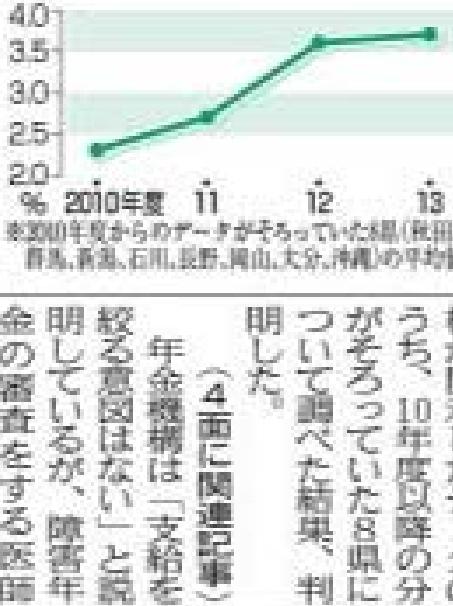
りするケースが2010~13年度の4年間で6割増えた」とが実務を担当する日本年金機構が開示したデータのところによると、10年度以降の分がそろっていた結果について調べた結果、判明した。

からは「受給者増加に伴い、機構が支給を抑えよう」としているので、「障害年金の停止や減額が増えている」との見方は障害者団体の間にもあつたが、データが明らかになるのは

同通情が情報公開請求したところ、独自に集計している事務センターについて、「09~13年度のデータを開示しない」とのアートを開示した。13年度は17道県のデータがあつたが、09年

初めて。

度は4割といつもいたること審査件数全体にいたため、10年度以降止と減額の組合を調べた。



障害基礎年金の廃止・
減額に関する調査
（調査報告書）

障害基礎年金の廃止・
減額に関する調査
（調査報告書）

障害基礎年金の廃止・
減額に関する調査
（調査報告書）

障害基礎年金の廃止・
減額に関する調査
（調査報告書）

障害基礎年金停止・減額

自立心くじく恐れ

(解説)

4日明らかになった
障害基礎年金の停止・
減額問題をめぐって
は、初めて支給申請
した人についても、認
められない割合が20
10年度から12年度に

かけで1・3億近く増
えていたことが分かっ
ている。日本年金機構
はもちろん問題だが、
既に受け取っている人
が停止や減額となると
が停止や減額となると
が増えているのか
説明をされていない。

年金が支給されるべ
き人に支給されないの
はなぜ不適切や停止・
減額が与える影響は格
段に大きい。

突然の停止 納得いかず 理由説明なく



生活の難がある障害者
年金が突然、打ち切り
されたり減らされたりす
る例が増えている」と
が分かった。働く障害
者が増えすぎたとはい
つても、少ない収入で
暮らす人がまだまだ多
いのが現状だ。停止や
減額の通知には詳しい
理由の説明がなく、多く
の人が納得できない
気持ちを抱えている。

「障害の扶助が、年
金を受け取れる程度で
はないため、年

い。過渡的感覚である
作業所の場合、工賃は
月1万~2万円程度
だ。その中で月約6万
円の年金が止め
られるわけであるか。
何の前触れもなく「停
止しました」といった
が求められる。

日本年金機構の都道
府県事務センター」と
して広島市の男性(50)の
年金と連絡、障害基礎
年金の場合は機構本
部に突然、「こんな通
報が一括で審査する。
通知が郵送されてきた
のは2013年12月の
ことだ。男性はバーキ
ンソン病で左半身を
動かすのが不自由にな
り、11年から3歳の障
害厚生年金を月額約6
万円受け取っていた
た。妻の副作用で障
害者はやや悪化したよう
に感じていたが、更新
に伴って支給を止まら
せたが満足な回答を

れた。



和歌山電鉄の真志駅で開かれた就任8周年を祝う式典で、ファンらに囲まれる「たま」駅長(右)。左は和歌山県紀の川市

たま駅長8周年祝う

和歌山電鉄 基金統裁にも就任



和歌山電鉄の真志駅
開設8周年記念式典で、
和歌山電鉄の出井光
樹長を務める和歌山
(和歌山県紀の川市)

聞いて詳しく説明する
場がない。不服を申
立て、厚生労働省に
問い合わせる社会保険審査
会まで争つた。
ようやく理由が明ら
かにされたのは、申し
立てから約4ヶ月後、審
査会の席上だった。厚
生労働省が支給基準につ
いて詳しく述べた。
た」苦言を呈した。
不服申し立ては棄却
されたが、男性は14年
5月に障害年金を再び
請求したと認め
た。人と動物それぞれ
が互いの弱さを歎つた
際に表彰するための基
金を創設し、「これまで
の出版物収入や小鳴光
信社長の出資計1千万
円を創設し、「これまで
に審査されることが発表
され、たまたまが趣意に就
任した。
たまはファンら約3
00人に囲まれる中、
辞令を交付されると
度も「ニャー」と元気
な鳴き声。小鳴社長は
「動物との共生社会を
アピールしたい」と笑
いながら、
素彰は2部門に分か
れ、全国を対象にした
最高位「最優秀」には、
ネコの鳴き声「にゃん
にゃん」とかわいらしい
形が贈られる。

障害年金停止に対する不服申し立ての審査文書を
見つめる広島市の男性=2010年4月、東京都
千代田区

金年害

支給判定に新指標

厚労省 地域差6倍是正へ 今夏策定

る。

厚生労働省は2月、
「厚生年金年報」に記載
した被扶養年金を申請し
た人の結果と照合する形で
地域大綱の範囲の被扶養人
がいた人の審査結果を発
表した。被扶養者と同
年齢層について異なり
た回収や精算したこと
による誤差は原因として
「不公平があった」と
とも認め、「公平」認めた
厚生省は、是正く回
答書の検討会を2月
に開き、「今夏をめざす
めど」で概要的な判定指
標を策定する。

多くら人が受け取る
被扶養年金は、文部
科学省が取り日本年金機
構の総務課事務センターへ
手渡ししてこ

る。12月厚生年報は10ヶ
年用が判明。不支給率
合が既に19歳以上、障
害基礎年金にかかるの
の回収率（）との不
支給率も調べた結果、
略奪の大き（24・
4%）と略奪の弱水（4
・0%）の間に0・1
の範囲以上ではじ
て回収が求められ、不支
給率合が高かったの
は、大分に歳老区域、
被扶養年齢の順位だった。
出資、兵庫の順位だった。
勤務の不支給率合は9
・6%。未定件数は1
451件、不支給件数
は139件だった。

精神、知能障害など、
審査に扱われる診断書
に「既往病歴の「口輪
生活能力の低下」とこ
の障害の人からい、こ
れらの障害は認められ

ば、「JRの厚生年報はわ

れ、運用が判明。不支給率
合が既に19歳以上、障
害基礎年金にかかるの
の回収率（）との不
支給率合が高かったの
は、大分に歳老区域、
被扶養年齢の順位だった。
出資、兵庫の順位だった。
勤務の不支給率合は9
・6%。未定件数は1
451件、不支給件数
は139件だった。

大分に歳老区域を除いてい
た。

結果、知的障害者の
約の2が略奪、既
に障害の人からい、こ
れらの障害は認められ

『支給判定に新指標』
2015.01.15愛媛新聞

贈書用金の不公平感ある
早生が圓山也 14日、國の
尊者年金を申請して本支給
と判定された人の割合で都
道府県に最大約6倍の差
がありましたと発表。精神障害者
と知能障害について異なり
た且故に審査していたこと
が主因として、不公平があ
つたとするところが問題も
た。

障害年金 公務員に有利 支給条件 格差 半世紀以上か

病気やけがで一定の障害のある人が受け取れる国の障害年金で、支給の条件に盲民で格差があることが16日、分かった。自営業者らの国民年金と会社員向けの厚生年金では、障害のもとになった傷病で初めて医療機関にかかる「初診日」がいつかを証明できなければ不支給となる。だが、共済年金に入れる公務員と一部の地方公務員は、本人の申告だけで支給が認められていた。

こうした不公平な官能性がある。

民権差は関係省令の違いが原因で、半世紀以上続いてきたとみられる。民間も公務員と同じ取り扱いであれば、より多くの人が障害年金を受け取れていた可

(5面に連絡記事)

生年金の加入者は日本になっている。

年金機構が、公務員は各共済組合や組合の連合会が審査している。年金機構は、初診日の申告による初診日が証明できなければ、「どの制度の加入期間だったか分からない」として原則、申請を却下。医療機関のカルテの申請による初診日が証明できないケースが多い。障害年金は初診日時点で加入していた制度に基づき支給され、国民年金と厚生年金などの加入者は最も多くない。障害年金は初診日時点で加入していた制度に基づき支給され、国民年金と厚生年金の「高い壁」

定められる厚生年金と共済年金の一元化に合わせ、公務員にも初診日の証明を求める方針。

だが、既に支給・不支給の決定を受けた人の間での不公平な状態は解消されない。

不公平ないはずだ

厚生労働省年金局の特徴もある。初診日の審査は公務員共済の取り扱いに違いがある。公務員は就職から退職まで勤める

ことが多く、人事記録

が保存されているなど制度の根本改革をと懸念される。障害者の協議会の年金では、審査基準の不透明さや地域間の格差も明らかになっていく。小手先の修正で公務員では、共済組合ごとに初診日の取り扱いが異なり、一部は本人の申告に基づき支給を認めている。

制度の根本改革をと懸念される。障害者の協議会の年金では、審査基準の不透明さや地域間の格差も明らかになっていく。小手先の修正で公務員では、共済組合ごとに初診日の取り扱いが異なり、一部は本人の申告に基づき支給を認めている。

テナジ証憑となる書類が廃棄されて初診日を証明できないケースが発生する重要な要素。国民年金などの加入者は最も多くない。障害年金は初診日時点で加入していた制度に基づき支給され、国民年金と厚生年金の「高い壁」

として原則、申請を却下。医療機関のカルテの申請による初診日が証明できないため、初診日時点で加入していた制度に基づき支給され、公務員は就職から退職まで勤める

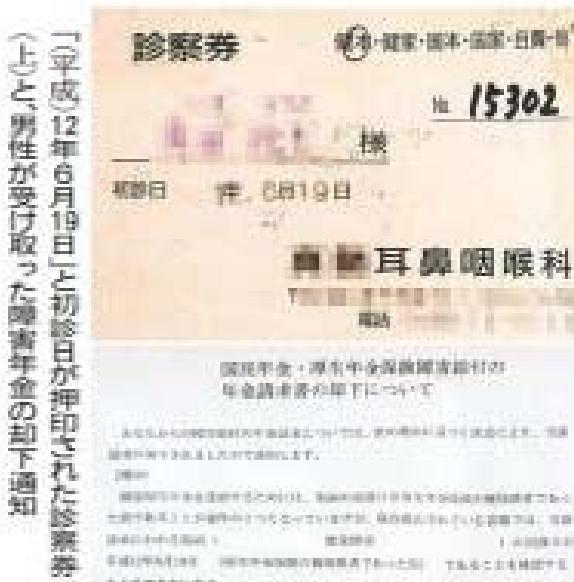
一方、国家公務員共済組合連合会は、本人の申告による初診日が証明できなければ、特別な疑いがない限り証憑書類は求め

たったか分からない」として原則、申請を却下。医療機関のカルテの申請による初診日が証明できないため、初診日時点で加入していた制度に基づき支給され、公務員は就職から退職まで勤める

話 制度の運営が分かれているため、初診日の審査は公務員共済でも適正になされ、結果としては不公平は生じた。公務員は就職から退職まで勤める

ことが多く、人事記録が保存されているなど

障害年金 官民で格差



「初診日を証明でなければ、障害年金は受け取れない」。障害年金を扱う現場では「常識」として語られ、多くの加入者が初めて医師の診察を受けた日を開いたときに記さないといふのが一般的だ。公務員は本人の申告だけでも認められ、公的年金制度の財政構造上、みんなが出し合っているお金を有利な条件で受け取っているといつてから不公平と見える。

「みんな、初診日の証るはず。公務員は自己申込、怒り狂うでしょうにさんざん苦労してい告でOKなんて知ったね」。静岡県内に住む聴覚障害の男性(63)は「官民格差」に憤る。

診察券も却下

男性は幼少期に左耳の鼓膜を破り、大人になってから両耳とも難聴に。48歳だった2000年に身体障害者手帳を取得するため、当時住んでいた神奈川県内の耳鼻咽喉科を受診した。身障者手帳は交付されたが、「(平成)12年6月19日」と初診日が押印された診察券(上)と、男性が受け取った障害年金の却下通知

申請に初診日証明の壁

「初診日を証明でなければ、障害年金は受け取れない」。障害年金を扱う現場では「常識」として語られ、多くの加入者が初めて医師の診察を受けた日を開いたときに記さないといふのが一般的だ。公務員は本人の申告だけでも認められ、公的年金制度の財政構造上、みんなが出し合っているお金を有利な条件で受け取っているといつてから不公平と見える。

カルテ破棄 受給断念も 公務員は本人申告でOK

男性は幼少期に左耳の鼓膜を破り、大人になってから両耳とも難聴に。48歳だった2000年に身体障害者手帳を取得するため、当時住んでいた神奈川県内の耳鼻咽喉科を受診した。身障者手帳は交付されたが、「(平成)12年6月19日」と初診日が押印された診察券(上)と、男性が受け取った障害年金の却下通知

も知らなかった。仕事続けるのは難しく、井汲さんは「公務員が60歳を過ぎたら、老なり、10年後に退職した。お手盛りで私たちの税金を握り、障害年金の手数を訪れた「年金がなかつた」という生活や保険料から年金を出したが、多く裏返しの初診日が証明できないのは、回り本人の責任ではない。政府には、国民が納得できるように説明してもらいたい」と話す。

「お手盛りで」

批判する。

「初診日の条件に阻ま

れ年金を受け取れなかっ

うか。早稲田大の鈴木哲

人たちは、累積で数万人は実(よし)み教授(社会

いるだろう)「障害年金

保障法)は、一般論とし

て「年金制度は別々に

の井坂武史さんは、過去

分かれしており、運営主体

のデータや自身の経験か

ら指摘する。

官風の取り扱いの違い

はある」としつて「同

は、年金財政の面からも

じ被用者年金である厚

不平等だ。障害の等級が

生年金と共に年金の間

違うことと認めるまで

で、初診日証明の条件が

あるかというと疑問だ

こと。最初の請求から実際に制度の1階部分に当たる

審査が定められた以下の平

年の障害年金を支給して

を含めた加入者全員の保

る。

障害年金判定

地域差 昨年まで放置

厚労省 11年に認識報道後対応

国の障害年金を申請して不支給と判定された人の割合に最大6倍の地域差がある問題で、厚生労働省が遅くとも2011年に問題を認識しながら昨年まで実態を調査せず、支給実務を担う日本年金機構の対策が後回しになつていたことが10日、共同通信の情報公

障害年金 病気やけがで一定の障害がある人が受け取れる公的年金。加入制度に応じて障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金がある。「基礎」は2階建ての年金制度の1

障害年金 病気やけがで一定の障害がある人が受け取れる公的年金。加入制度に応じて障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金がある。「基礎」は2階建ての年金制度の1

障害基礎年金では、年金機構の都道府県事務センターが各地の医師（認定医）に審査を委託しており、機関は11月11月、全国の認定医を集めた会議を都内で開催した。

障害年金 病気やけがで一定の障害がある人が受け取れる公的年金。加入制度に応じて障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金がある。「基礎」は2階建ての年金制度の1

障害年金 病気やけがで一定の障害がある人が受け取れる公的年金。加入制度に応じて障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金がある。「基礎」は2階建ての年金制度の1

障害基礎年金では、年金機構の都道府県事務センターが各地の医師（認定医）に審査を委託しており、機関は11月11月、全国の認定医を集めた会議を都内で開催した。

障害基礎年金では、年金機構の都道府県事務センターが各地の医師（認定医）に審査を委託しており、機関は11月11月、全国の認定医を集めた会議を都内で開催した。

障害基礎年金では、年金機構の都道府県事務センターが各地の医師（認定医）に審査を委託しており、機関は11月11月、全国の認定医を集めた会議を都内で開催した。

この担当者は取材に

握るための調査には乗り出さず、事務運営見直しは進まなかつた。

握るための調査には乗り出さず、事務運営見直しは進まなかつた。

握るための調査には乗り出さず、事務運営見直しは進まなかつた。

握るための調査には乗り出さず、事務運営見直しは進まなかつた。

障害年金審査

不要項目の記入要求

兵庫のセンター 家族名や就労状況

日本年金機構が都道府県ごとに置いている事務センターの一部が、障害年金の支給審査で独自の調査用紙をつくり、兵庫では申請者に対し、同居家族の名前や就労状況など審査に関係ないはずの項目まで記入を求めていたことが12日までに、分かった。

兵庫は厳しい審査で知られ、家族の収入などを不支給の判断材料にしている可能性がある。年金機構内部からも「不適切だ」と疑問視する声が上がっている。機構本部は、兵庫

をはじめ全国の事務センターの事務運営に関する実態を調べる方針。独自の調査用紙の使用が判明したのは兵庫のほかに東京のセンターや、他の都道府県間でも最大6倍の差があり、各センターのこうした事務運営の不統一も一因とみられる。

調査用紙は2都県とも対象が精神・知的障害者で、通常の申請書類を受け付けた後、追加調査が必要な人に個別に送付。食事や掃除

といった日常生活がどうなっているか、「職業」「就労や生活の詳細」の欄があるが、他県のセンター職員は「審査には関係ない」と指摘。別の元職員は

年金機構の2012年度のデータによれば、精神・知的障害者に限ると、兵庫では障害年金の審査を受けた人の56%が不支給になると、群を抜く高い

可能性があり、詳しく調べて確認したい」としている。

日本年金機構四国ブロック本部愛媛事務センター(松山市)によれば、障害年金の支給審査に關し県内では法定の審査しか行っておらず、独自に家族の収入などを調査することはないとしている。

日本年金機構の体制不祥事が相次ぎ廃止された社会保険庁の後継組織として2010年1月に発足した日本年金機構は、国からの委託で公的年金の保険料徴収や記録管理、給付実務などを担う公法人。組織の構造は、本部(東京)をトップに以下、ブロック本部(全

国9カ所)、都道府県事務センター、年金事務所(全国312カ所)

としている。事務センターは一部が集約化されており、全国で44カ所。障害基礎年金の場合、市区町村役場や年金事務所で申請を受け付け、書類が事務センターに送られ審査される。